

三重県企業庁発注の建設工事等の入札に参加される皆様へ

【 お 知 ら せ 】

平素は企業庁の建設行政に多大なるご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

この度、企業庁におきましては、平成 21 年度に、厚生労働省が水道用水供給事業の工事費積算にかかる諸経费率等の大幅な見直しを行ったことにより、企業庁で取り扱う「その他実施事業」との調整を行った結果、平成 22 年 4 月 1 日より『別紙』の通り運用を図ることとしましたのでお知らせします。

なお、この改訂は平成 22 年 4 月 1 日以降に起案公告するものから適用します。

平成 22 年 3 月 1 日

企業総務室

○三重県企業庁における発注工事諸経費率の運用整理表

(平成22年4月1日以降適用)

項目	事業名	現行諸経費率	改訂後適用諸経費率	備考
三重県企業庁 取り扱い事業	水道事業 (電気・機械設備を除く)	「水道工事費積算基準」適用	「厚労省新諸経費率」適用	・水道事業実務必携(「全国簡易水道協議会」発行)による。 ・注1)参照
	工業用水道事業 (電気・機械設備を除く)	「工業用水道事業費補助金 交付要領細則」適用	「厚労省新諸経費率」適用	・水道事業実務必携(「全国簡易水道協議会」発行)による。 ・注1)参照
	電気事業	「公営電気事業電気機械設備 工事積算基準」適用	変更なし	・注2)、注3)参照
	電気・機械設備工事 (水道・工業用水道) 【点検業務を除く】	【水道事業】 「水道工事費積算基準」適用 【工業用水道事業】 「工業用水道事業費補助金 交付要領細則」適用	「県土整備部(下水道)諸経 費率」適用	
	機械設備点検	「工業用水道事業費補助金 交付要領細則」適用	「県土整備部(機械編)諸経 費率」適用	
	電気・電気通信設備点検	「工業用水道事業費補助金 交付要領細則」適用	「県土整備部(電気通信編) 諸経費率」適用	・注3)参照

注1) 水道、工業用水道事業における、適用外工種の土木工事については、県土整備部が制定する積算基準の諸経費率による。

注2) 電気事業において発注する「土木工事」については、県土整備部が制定する積算基準の諸経費率による。

注3) 水力発電所の分解点検等については、「電気事業」によるものとする。

○厚労省積算基準における「工種区分」

工種区分		工種内容
開削工事及び小口径推進工事	内容	工業用水道及び水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径(φ800未満)の推進工法による管渠工事 注1)管布設を主工種として付帯工事を含む一括発注とする場合は、直接工事費の占める割合を問わず本工種を適用する。
	具体例	開削工法による管、弁類設置・撤去、φ800耗未満の推進工法、マンホール嵩上及び蓋設置・撤去、水管橋下部工、落橋防止工(RC構造)、
シールド工事及び推進工事	内容	工業用水道及び水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事
	具体例	シールド工法、φ800耗以上の中・大口径推進工法
構造物工事(浄水場等)	内容	工業用水道及び水道施設整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事
	具体例	1. 浄水場を構築する構造物の築造及び修繕工事(着水井、沈殿池、ろ過池、浄水池等) 2. 浄水場を構築する構造物の耐震補強工事 3. 浄水場に関連する施設の構造物築造及び修繕工事(ポンプ所のポンプ井、調整池等) 4. 浄水場とそれに関連する施設を構成する土木構造物の基礎(敷地造成等)工事 5. 浄水場とそれに関連する施設周辺の以下の工事(修繕含む) ①舗装工事、②外構工事(フェンス、門扉等)、③排水処理工事、④擁壁等工事、⑤除草及び剪定 6. 浄水場構成設備の清掃業務(沈殿池、ろ過池等) 7. 浄水汚泥の運搬搬出 8. 運転管理業務委託及び警備委託

※上記「工種内容」に該当しない工種については、別途、県土整備部積算基準等による。

○県土整備部積算基準における「工種区分」【参考】

工種区分		工種内容
道路改良工事	内容	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、 道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれに類する工事
	具体例	排水路及び側溝整備工事、ブロック積工等の擁壁設置工事、仮設道路設置工事
鋼橋架設工事	内容	鋼橋等の運搬架設、塗装及び修繕に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工、 橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造) 落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、 道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事
	具体例	水管橋製作・架設工、落橋防止工(RC構造以外)、水管橋塗装・塗替工、調整池塗装・塗替工
舗装工事	内容	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装、アスファルト舗装、アスファルト安定処理路盤工、 セメント安定処理路盤工、碎石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、 路上再生路盤工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く
	具体例	管路敷の舗装の新設及び修繕
道路維持工事	内容	道路にあつて、次に掲げる工事 1. 伸縮継手補修工、道路付属物塗替工、防護柵設置撤去工、トンネル漏水防止工、 トンネル内装工、路面切削工、高欄取替工、路面工、法面工等の維持・補修に関する工事、 2. 道路標識、道路情報施設、電気通信設備、防護柵、樹木等及び区画線等の設置 3. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 4. 1、2及び3に類する工事
	具体例	管路敷の除草、管路敷の側溝清掃、 管路敷の防護柵等設置及び取替え(フェンス、ガードレール等) 管路巡視業務委託 電気防食設備設置・点検工事
河川維持工事	内容	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 堤防天端・法面等の補修工事 2. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 3. 「道路における電気通信設備」以外の当該設備工事 4. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 5. 1、2、3及び4に類する工事
	具体例	取水口の除塵業務等
コンクリートダム工事	内容	コンクリートダム本体を主体とする工事
	具体例	ダム築造工事、ダム補修工事
フィルダム工事	内容	フィルタイプでダム本体を主体とする工事
	具体例	ダム築造工事、ダム補修工事

※上記「工種内容」に該当しない工種については、別途考慮する。